

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 指定居宅サービス事業者の指定
  - 指定居宅サービスの事業の廃止
  - 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
  - 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新
- 【公告】
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
  - 岡山県医療審議会からの答申
  - 平成三十年度ふぐ処理師試験の実施
  - 落札者等の決定

指導監査室

健康推進課

障害福祉課

県民生活交通課

医療推進課

生活衛生課

技術管理課

## 目次

担当課（室）

# 平成30年11月9日 岡山県公報 第12041号

◎岡山県告示第五百七十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成三十年十一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションふあくすと

2 所在地

岡山県都窪郡早島町早島二五三二番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社First

2 所在地

岡山県都窪郡早島町早島二五三二番地二

三 指定年月日

平成三十年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二六〇〇三一六

五 サービスの種類

訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス ひだまり

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町下山田一二八八番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ハッピークリエーション

平成30年11月9日 岡山県公報 第12041号

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄二七二番地六

3 指定年月日

平成三十年十一月一日

4 介護保険事業所番号

三三七二四〇一〇六一

5 サービスの種類

通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション ひだまり

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町下山田一二八八番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ハッピークリエイション

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄二七二番地六

三 指定年月日

平成三十年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇一〇七九

五 サービスの種類

訪問介護

# 平成30年11月9日 岡山県公報 第12041号

## ◎岡山県告示第五百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年十一月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ヘルパーステーション ふあくすと

#### 2 所在地

岡山県都窪郡早島町早島二五三二番地二

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

有限会社ファースト

#### 2 所在地

岡山県都窪郡早島町前潟一〇八番地三一〇三

### 三 廃止年月日

平成三十年十月三十一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七二六〇〇二六六

### 五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第五百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年十一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

コスモス薬局

真庭市山田一八九四

平成三十年十一月六日

◎岡山県告示第五百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年十一月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

更新年月日

クオール薬局高梁店

高梁市落合町阿部二四三―五

調剤

平成三十年十一月一日

〔五二八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成三十年十一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年十月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人心ひとつに

三 代表者の氏名

浅田 浩子

四 主たる事務所の所在地

総社市井手一四七番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児、学童児、障害児とその親を対象に保育・地域の子育て支援などに関わる事業を行い、地域社会全体の福祉増進に寄与することを目的とする。

# 平成30年11月9日 岡山県公報 第12041号

〔五二九〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成三十年十一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成三十年九月二十八日

二 答申を受けた年月日

平成三十年十月三十一日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立及び解散の認可について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前  
県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

〔五三〇〕岡山県ふぐ処理等規制条例（平成二十七年岡山県条例第五十七号。以下「条例」という。）第五条第一項の規定により、平成三十年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成三十年十一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時 平成三十一年二月六日（水曜日）九時五十分から

2 場所 岡山県岡山市北区平田四〇八一 岡山県南部健康づくりセンター

二 試験科目

1 学科試験

(1) 条例及び岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則（平成二十七年岡山県規則第六十号）に関する事。

(2) ふぐに関する一般知識

(3) 食品衛生に関する一般知識

2 実技試験

(1) ふぐの種類及び内臓の識別に関する事。

(2) 食用のふぐ（条例第二条第一号に規定する食用のふぐをいう。）の処理の技術

三 受験資格

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第二条に規定する調理師であつて、次に掲げるいずれかに該当する者

1 次に掲げる期間の合計が二年以上である者

(1) ふぐ処理施設（条例第二条第五号に規定するふぐ処理施設をいう。(2)において同じ。）においてふぐ処理師（同条第三号に規定するふぐ処理師をいう。(2)において同じ。）の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理（同条第二号に規定する食用のふぐの処理をいう。以下同じ。）に従事した期間

(2) ふぐ処理施設において、条例附則第五項の規定によりふぐ処理師とみなされる者の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事した期間

(3) 条例附則第六項の規定により(1)に掲げる期間とみなされる期間

2 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、

京都府、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊

本県、宮崎県又は鹿児島県の知事が実施する食用のふぐの処理に関する試験に合格し、当該知事から当該試験に係る食用のふぐの処理に関する免許を受けている者

3 2に掲げる者の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事した期間が二年以上である者

4 2の知事以外の道府県の知事又は地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の政令で定める市の長が実施する食用のふぐの処理に関する講習を修了し、当該知事又は市長から与えられた食用のふぐの処理に関する資格を有する者であつて、業として食用のふぐの処理に従事した期間が二年以上であるもの

四 受験願書の受付期間

持参による場合は、平成三十一年一月八日（火曜日）から同月十五日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。

郵送又は信書便による送付（五2において「郵送等」という。）の場合は、平成三十一年一月八日（火曜日）から同月十五日（火曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効とする。

五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあつては、次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支所を除く。以下同じ。）へ持参により提出すること。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として一万五千四百三十円分の岡山県収入証紙を貼り付けること。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 調理師法第五条第三項の調理師免許証の写し 一通

(3) 三1、3又は4に該当する者にあつては、業として食用のふぐの処理に従事した期間を証明する書類

(4) 三2に該当する者にあつては、三2の免許を受けていることを証する書類の写し

(5) 三4に該当する者にあつては、三4の資格を有していることを証する書類の写し

(6) 写真票 一通

写真票に、出願前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景の縦五センチメートル、横四センチメートルの大きさの写真（裏面に氏名及び撮影年月日

を記載したものに限り、)を貼り付けること。

- 2 県外居住者にあつては、1(1)から(6)までに掲げる書類を次の提出先に持参又は郵送等により提出すること。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

#### 六 合格発表

平成三十一年二月二十日(水曜日)九時に岡山県庁北側公示板及び各保健所において発表するほか、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>) 上に合格者の受験番号を掲載する。また、合格者には、合格証を交付する。

#### 七 その他

- 1 受験者には、受験票を送付する。
- 2 受験手続等について不明の点は、住所地を管轄する保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課食の安全推進班(電話〇八六一二二六一七三三八)に問い合わせること。
- 3 受験願書等は、各保健所で交付する。

なお、郵送による受験願書等の請求は、宛先を明記し、百二十円分の切手を貼った返信用封筒(A四サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの)を同封して行うこと。また、受験願書等は、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページにおいてダウンロードすることもできる。

# 平成30年11月9日 岡山県公報 第12041号

〔五三一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年十一月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 借入件名及び数量  
公共事業総合情報システム等機器借入 一式（設置、調整及び保守を含む。）
- 二 借入期間  
平成三十一年三月一日から平成三十六年二月二十八日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県土木部技術管理課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日  
平成三十年十月三十日
- 五 落札者の氏名及び住所  
株式会社J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 六 落札金額  
一月当たり一、六四五、三八〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一、二一、八八〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 八 入札公告日  
平成三十年九月十八日

# 平成30年11月9日 岡山県公報 第12041号

〔五三二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年十一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 借入件名及び数量  
電子納品保管管理システム機器借入 一式（設置、調整及び保守を含む。）
- 二 借入期間  
平成三十一年三月一日から平成三十六年二月二十八日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県土木部技術管理課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日  
平成三十年十月三十日
- 五 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社岡山営業所  
岡山市北区磨屋町一番六号
- 六 落札金額  
一月当たり七二五、七六〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五三、七六〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 八 入札公告日  
平成三十年九月十八日